誰でも、どこでも、自分らしく

（令和７年度『男女共同参画週間』キャッチフレーズ）

～男女共同参画社会を目指して～

問い合わせ　市民協働グループ（☎㊺２１３９）

ＳＤＧｓ目標５のポイント！

ジェンダー平等を実現しよう

・男女の違いにある不平等や差別をなくすこと
・性別の違いに関わらず、多様な性の在り方を受け入れて誰もが平等に能力を発揮できるようにすること

今年は、国連が1975年に『国際女性の日』を制定してから50年という節目の年です。あらゆる分野において女性の活躍が進み、教育・健康の分野では男女格差が小さくなりつつある一方、政治と経済における格差はいまだに深刻です。

2025年のジェンダーギャップ指数では、日本は148カ国中118位（出典：世界経済フォーラム『Global Gender Gap Report 2025』）にとどまり、Ｇ７諸国の中でも最も低い順位です。一人一人が生きがいを感じ、個性や多様性が尊重され、自分らしく暮らせる社会を実現するため、『男女共同参画社会』について考えてみましょう。

男女共同参画社会とは

男女が性別に関わらず、対等なパートナーとして、自らの意思で社会のあらゆる分野に参画することができ、さまざまな利益を均等に享受して、共に責任を担うことができる社会が『男女共同参画社会』です。

このような社会を実現するためには、性別に関する偏見や差別をなくし、一人一人がその個性と能力を十分に発揮できる環境づくりが大切です。

暴力のない社会を目指そう

男女共同参画社会の実現を妨げる深刻な問題の一つが『ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）』です。

ＤＶとは、配偶者やパートナーなど身近な人から振るわれる暴力のことで、身体的な暴力だけでなく、言葉の暴力や経済的支配、無視なども含まれます。

ＤＶに悩んでいる方は、一人で悩まずにご相談ください。

問題を抱える女性へ

女性を巡る課題は、生活困窮や性暴力、性犯罪被害、家庭関係破綻など、複雑化、多様化、複合化しています。

こうした状況を踏まえ、従来の『売春防止法』に依拠した支援から転換し、先駆的な女性支援を進めるための新たな法律『困難な問題を抱える女性への支援に関する法律』が、令和６年４月１日に施行されました。

この法律では、『女性の福祉』『人権の尊重や擁護』『男女平等』といった視点が明確に規定されています。

『あなたのミカタ』

女性支援ポータルサイト『あなたのミカタ』では、ご自身の悩みをチェックリストで確認し、結果に応じて相談窓口をご案内します。

また、ストーカー被害の悩みや経済的困難、障がいの悩みなどについても、行政や民間団体における取り組みのほか、実際に支援を受けた方や支援者からの声など、さまざまな情報を紹介しています。

悩んでいる方への情報提供やご自身の相談にご活用ください。

▶女性支援ポータルサイト『あなたのミカタ』

ＤＶ相談窓口

●登別市市民相談室（☎㊺３４９１・☎㊺２１３９）
●室蘭警察署生活安全課（☎㊻０１１０）
●配偶者暴力相談支援センター
（胆振総合振興局社会福祉課内・☎㉒５２８６）
●北海道立女性相談支援センター（☎011-666-9955）

民間シェルター

●ウィメンズネット・マサカーネ
（☎㊹４０４２）

※各機関の受付時間はそれぞれ異なります。詳しくは、各機関へご確認ください。

緊急時は110番通報するか、最寄りの警察署・交番に助けを求めてください

『パープルリボン運動』をご存じですか

パープルリボン運動は、1994年にアメリカで始まり、現在は世界40カ国以上に広がる『女性に対するあらゆる暴力をなくす』ための国際的な活動です。

日本では、NPO法人全国女性シェルターネットが中心となり、毎年11月12日～25日の『女性に対する暴力をなくす運動』期間中に、リボンバッジの着用や「一人で悩まず相談してください」といったメッセージを込めたライトアップなどを通じて、啓発を行っています。登別市でもパープルリボンバッジを着用する取り組みを実施しています。

男性の育児休業

生き生きと幸せあふれる育児には『夫婦分担』が大切です。男性の育児休業を支える制度として、雇用保険から賃金の一部が給付される『育児休業給付金』や、『産後パパ育休』があり、これらを活用することで少しずつ男性の育児休業取得率が高まってきています（図参照）。

育児休業は職場の働き方改革につながり、男女問わず仕事へのモチベーションや生産性向上につながったとの声も広がっています。

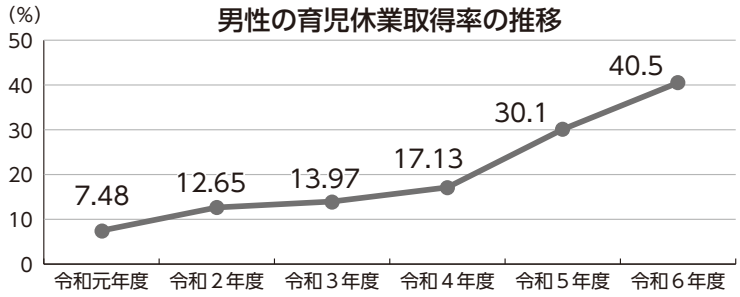

図　令和６年度雇用均等基本調査育児休業取得率の推移
（厚生労働省ホームページから引用）

育児休業等給付

子の年齢や養育の状況に応じて、要件を満たす場合に出生時育児休業給付金、育児休業給付金、出生後休業支援給付金、育児時短就業給付金が支給されます。出生後休業支援給付金は、こども未来戦略に基づき、4月1日に創設されました。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

子の看護休暇の見直し

令和6年5月に育児・介護休業法が改正されたことに伴い、『子の看護休暇』が『子の看護等休暇』として名称変更されるとともに、看護休暇の取得に関する見直しが行われました。

これにより、小学校就学前の子どもまでとしていた対象の範囲が小学3年生まで拡大されたほか、取得事由に『感染症に伴う学級閉鎖』『入園（入学）式・卒園式』が加わるなど、育児期においても男女共に柔軟な働き方が可能となり、夫婦で育児・家事を分担することが可能となります。

市内小中学校における女子の参画状況

市内小中学校全体で見ると、児童生徒会役員に占める女子の割合は56パーセント、委員会委員長は49パーセントで、これらを合わせると51・9パーセントとなっています（表参照）。

これは、男女共同参画の視点から見て、リーダーシップの機会が男女間で比較的均等に提供されていることを示しています。

特に児童生徒会役員においては、女子の割合が男子を上回っており、女子が積極的に児童会、生徒会の運営に携わっている状況が伺えます。

特に中学校ではその傾向が顕著であり、女子の参画が進んでいることが分かります。

	児童生徒会役員	委員会委員長	合計
小学校	55.1パーセント	43.1パーセント	46.8パーセント
中学校	56.7パーセント	62.5パーセント	59.3パーセント
合計	56.0パーセント	49.0パーセント	51.9パーセント

表　市内小中学校における児童生徒会役員・委員会委員長の女子の割合

DV チェックリスト

チェックリストを基にDV被害に遭っていないか考えてみてください。不安があれば専門機関に相談ください。

身体的暴力
- □平手でたたく
- □蹴る
- □髪の毛を引っ張る
- □物を投げつける
- □腕をねじ上げる
- □首を絞める
- □引きずり回す

経済的暴力
- □必要な生活費を渡さない
- □出費を細かくチェックする
- □家の財産を知らせない
- □あなたに借金をさせる

性的暴力
- □性行為を強要する
- □避妊に協力しない
- □中絶を強要する
- □性的な映像を無理やり見せる

精神的暴力
- □大声で怒鳴る
- □自分の思い通りにならないと不機嫌になる
- □無視する
- □自分の失敗やさまざまな問題をあなたのせいにする
- □何時間も説教し眠らせない
- □実家に行くことや友達に会うことを許さない
- □見下したり人格を否定したりすることを言う
- □「自殺する」と脅す